

第9回 伊万里市農業委員会会議

1 日 時 令和8年9月3日(木)
開会 15時00分
閉会 15時30分

2 場 所 伊万里市役所 大会議室

3 出 席 14名

4 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	市丸 道雄	○	8	内海 敏光	○
2	川棚 育夫	○	9	池田 直弘	○
3	梶原 誠一	○	10	平林 博文	○
4	原田 信一	○	11	松永 久美子	○
5	山口 洋二	○	12	江口 久宣	○
6	原 浩一	○	13	黒川 博隆	○
7	田代 豊記	○	14	水田 重彦	○

議事録署名者 4番 原田 信一

12番 江口 久宣

5 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	土井 清隆	副事務局長	小國 八郎
書 記	池田 晃樹	書 記	仲尾 鴻佑

6 その他出席者

なし

7 付議事項

議案第 3 5 号	農地法第 5 条の申請について
議案第 3 6 号	農地法第 3 条の申請について
議案第 3 7 号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について

8 報告事項

報告第 2 3 号	農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について
報告第 2 4 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について
報告第 2 5 号	農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

9 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 それでは、ただいまより第9回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 原田 信一委員、12番 江口 久宣委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。 本日の議案数は、3つです。 議案第35号農地法第5条の申請について2件、 議案第36号農地法第3条の申請について2件、 議案第37号農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について利用権設定、通年38件 また、報告事項は、3つです。 報告第23号農地法第18条第6項通知の受理について1件、 報告第24号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について2件、 報告第25号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について2件となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第35号農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の申請については、農地を農地以外の目的で、売買や賃貸などによって第3者に権利を移す、設定する場合に必要な手続きとなります。よくある事案としては、農地を買って家を建てる場合などがこれに該当します。 それでは議案第35号 27番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから8ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が自宅及び事務所、倉庫、駐車場、資材置場として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 モニターをご覧ください。 (モニターに図面、写真を放映して説明) 続きまして、議案は1ページ、28番になります。 図面は9ページから10ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が採石場として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 モニターをご覧ください。 (モニターに図面、写真を放映して説明) 議案第35号については以上2件です。

議長	それでは 27 番について担当委員から説明をお願いします。
委員	6 月 28 日に申請者と一緒に現地確認に行きました。図面にもあるように敷地の真ん中に農業用水路が通っており、この水路だけは他の農地にどのような影響があるかが不明なので、埋めてもらっては困ると話をしました。 申請者からはグレーチング蓋をかぶせて、つまり等が発生した場合にも対応できるようにする予定であると返事をもらっています。 また、生活排水については、合併浄化槽を利用し別の系統で流すということで、排水関係も問題ないと判断しました。 区長、生産組合長の印もありましたので、私も押印しました。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	27 番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、28 番について担当委員から説明をお願いします。
委員	6 月 20 日に申請者と一緒に現地確認に行きました。ここは、採石場の保全区域の場所になるということでした。土地は現状のままで変わらないので、排水関係も変わらないということであります。 区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので、私も押印しました。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	28 番について、御意見、御質問はございませんか。
委員	そこで採石されるのか。
事務局	申請があっている農地は、採石法で保全区域として指定された土地になり、採石してはいけない土地になります。
議長	ほかにございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第 5 条の申請 2 件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付し、県へ進達します。 続きまして、議案第 36 号農地法第 3 条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第 3 条は、農地を農地のまま使用することを前提に、売買や賃貸などによって権利を移す、設定する場合に必要な手続きとなります。 それでは議案第 36 号 2 件について御説明いたします。 議案は 6 ページになります。 申請事由としては、今回は 48 番については以前から耕作していたため、49 番については新規就農となっています。また、それぞれの耕作地や家族の状況などの経営状況を掲げております。 全ての申請が、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており許可できる案件となっています。 議案第 36 号については以上 2 件です。
議長	議案第 36 号について御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、議案第 36 号農地法第 3 条の申請については許可といたします。

議長	続きまして、議案第３７号農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の利用権設定の通年３８件について説明をお願いします。
事務局	議案第３７号利用権設定の通年について御説明します。 農地中間管理機構の佐賀県農業公社を介した利用権設定になります。農地を貸したい農家（貸し手）から佐賀県農業公社が農地を借り受け、規模拡大や効率化を図る担い手（借り手）に貸し付ける事業であります。 議案の７ページから１４ページまでが農用地利用集積等促進計画書になりまして、更に内訳として１５ページから２３ページに明細書を掲げております。 借受人が１０名、貸付人が３７名で、面積は田が１０６，９１６㎡、です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは議案に記載しているとおりです。 表の見方ですが、例えば〇〇〇〇番につきましては、借り手が〇〇〇さん、貸し手が〇〇〇さんで、地目は田、面積は〇〇〇㎡、利用目的は水稻、利用権設定期間は令和８年〇月〇日から令和１３年〇月〇日までの５年間となり賃料は１０ａあたり米〇〇ｋｇとなります。 議案第３７号利用権設定の通年についての説明は以上です。
議長	議案第３７号農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。 ＜なし＞ 特に無いようですので、議案第３７号農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の利用権設定の通年については申し出のとおりに決定します。 議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。 報告第２３号農地法第１８条第６項通知の受理について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第２３号について御説明します。 農地法第１８条第６項通知は、農地の賃貸借などを合意でやめた時は、その内容を農業委員会に通知する制度です。 議案は２４ページになります。 今回１件受理しております。解約の事由は、借人の都合により解約されるものです。 報告第２３号についての説明は以上です。
議長	報告第２３号 農地法第１８条第６項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。
委員	これは、中間管理機構は介さなくてよいのか
事務局	〇〇〇さんの契約は相対契約でしたので、中間管理機構は出てきません。
議長	ほかにございませんか。 ＜なし＞ 特に無いようですので、続きまして、報告第２４号農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出について、事務局から報告をお願いします。
事務局	農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出は、転用面積が２００㎡未満の農業用倉庫等であれば、自己所有地もしくは利用権設定を行っている借人に限り届出は行う必要がありますが、農地転用許可は不要となります。 報告第２４号について御説明します。 議案は２５ページ、４番になります。

	図面は、15ページから19ページになります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が休憩所及びトイレとして使用するための届出になります。 モニターをご覧ください。 (モニターに図面、写真を放映して説明) 続きまして、議案は25ページ、5番になります。 図面は11ページから14ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 申請人が農業用倉庫として使用するための届出になります。 モニターをご覧ください。 (モニターに図面、写真を放映して説明) 報告第24号については以上2件です。
議長	それでは4番について、本来であれば担当農業委員より説明をいただきますが、届出に関する承諾を行ったのが、前農業委員であることから、事務局より説明を行っていただきます。 事務局から説明をお願いします。
事務局	4番につきまして、場所は図面15ページ、計画図は17ページです。 申請地はきゅうりハウスとして営農されており、営農にあたっての休憩所とトイレが必要であることから届出がなされています。雨水は東側既存水路へ排水されます。 他の農地の支障になることはないと思います。 区長、生産組合長、前農業委員の印もありました。 4番につきましては以上です。
議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。 ＜なし＞ 特に無いようですので、続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。
原委員	申請地は、キュウリハウスとして営農されており、営農にあたっての休憩等を行う倉庫が必要であるとのことでした。雨水は申請地の南側の既存の側溝へ排水されるため、周辺農地への支障はないと思います。区長、生産組合長の委員もありましたので、私も承認しております。ご審議お願いいたします。
議長	5番について、御意見、御質問はございませんか。 ＜なし＞ 特に無いようですので、続きまして、報告第25号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第25号について御説明いたします。 議案は、26ページになります。 1番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。 2番については農地パトロール等にて非農地相当としていました。今回農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。 1番の状況はこのような状況です。 〈写真〉

事務局	次に、2番の状況はこのような状況です。 〈写真〉 報告第25号についての説明は以上です。
議長	報告第25号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。 〈なし〉 特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第9回農業委員会会議を閉会します。